

# お 知 ら せ

平成19年8月17日  
三 重 県  
津 地 方 気 象 台

## 土砂災害警戒情報の発表開始について

平成19年9月1日（土）から、三重県で土砂災害警戒情報の発表を開始します。

土砂災害警戒情報は、土砂災害による被害の防止・軽減のため、大雨警報を発表している中で土砂災害が発生するおそれが高まった時に、市町長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、三重県と津地方気象台が本年9月1日から共同で発表する新たな防災情報です。（別紙参照）

この情報は、津地方気象台から三重県防災危機管理部を通じて市町に伝達するとともに、報道機関を通じて、県民への周知を図ります。

### 《発表対象地域》

市町を発表単位とし、本情報が対象とする土砂災害の危険性が認められない木曾岬町及び川越町を除く、三重県内全市町を発表対象とします。ただし、津市は、「津市東部（注1）」と「津市中西部（注2）」、松阪市は、「松阪市東部（注3）」と「松阪市西部（注4）」に分割して発表します。

注1：旧津市、旧河芸町、旧香良洲町 注2：旧久居市、旧芸濃町、旧安濃町、旧美里村、旧白山町、旧一志町、旧美杉村

注3：旧松阪市、旧嬉野町、旧三雲町 注4：旧飯南町、旧飯高町

### 《発表及び解除》

発表及び解除は、それぞれ次の項目のいずれかに該当する場合に三重県と津地方気象台が協議して行います。

#### 【発表】

- ・大雨警報発表中に、降雨の2時間先までの予測値が基準※に達した場合。

#### 【解除】

- ・現在の観測値が基準を下回り、かつ短時間で再び基準を超えないと予想される場合や雨の降らない状態が長時間続いている場合。

### 《大雨警報の切り替え（重要変更）の運用終了》

津地方気象台では、土砂災害警戒情報の発表開始に合わせ、9月1日からは、大雨警報の切り替え（重要変更）の運用を終了し、今後、大雨による土砂災害への警戒の呼びかけは、「大雨警報」と「土砂災害警戒情報」によることとします。

※基準：土砂災害が発生する可能性があるか否かを判断する境界線をもうけ、この境界線（土砂災害発生危険基準線）を基準として設定しました。

#### 問い合わせ先

三重県県土整備部河川・砂防室 電話：059-224-2697

津地方気象台防災業務課 電話：059-228-6818

別紙

土砂災害警戒情報（共同発表）のイメージ

## 三重県土砂災害警戒情報 第〇号

平成△△年□月□日〇時〇分  
三重県 津地方気象台 共同発表

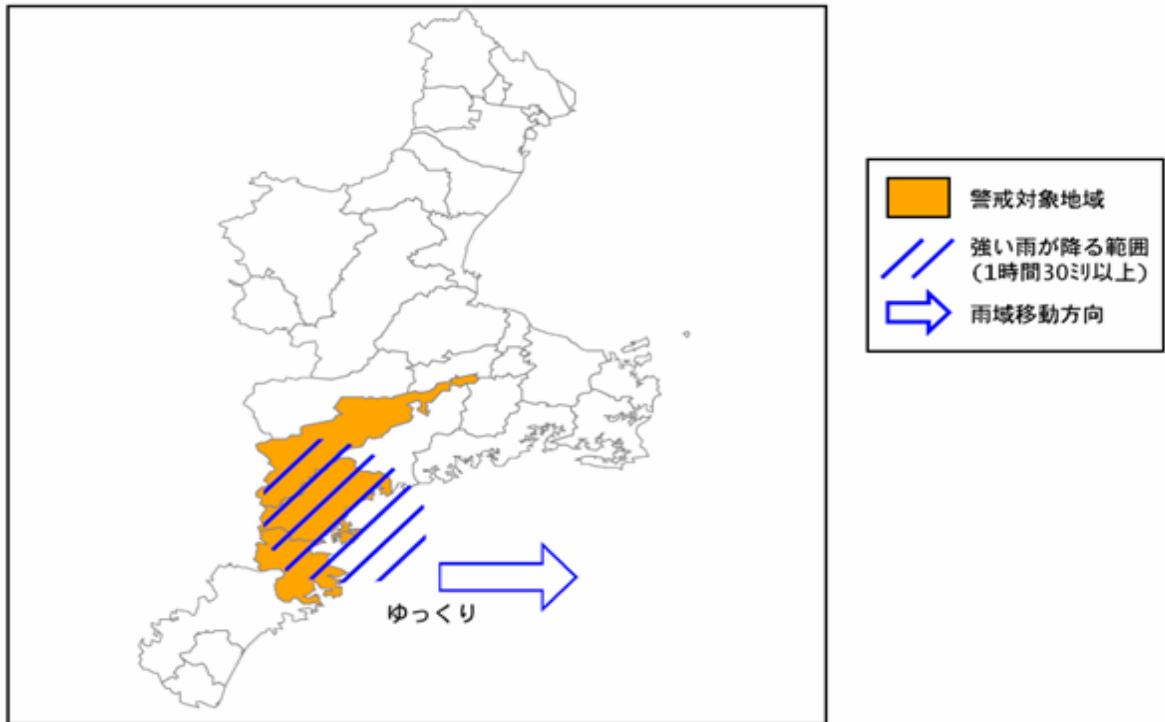
### 【警戒対象地域】

尾鷲市\* 大台町\* 紀北町\*

\*印は、新たに警戒対象となった市町村を示します。

### 【警戒文】

今後2時間以内に、大雨による土砂災害の危険度が非常に高くなる見込みです。土砂災害危険箇所及びその周辺では厳重に警戒してください。警戒対象地域での今後3時間以内の最大1時間雨量は、多いところで50ミリです。



問い合わせ先  
059-224-2697 (三重県土整備部河川・砂防室)  
059-228-2022 (津地方気象台技術課)